

諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設使用料検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設（以下「温泉・温水施設」という。）の使用料の改定を検討するに当たり、関係者等から意見を聴取するため、諏訪市温泉・温水利用型健康運動施設使用料検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に答申するものとする。

(1) 温泉・温水施設の使用料に関すること。

(2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) スポーツ団体の関係者

(2) 観光団体の関係者

(3) 医療関係団体の関係者

(4) 商工関係団体の関係者

(5) 社会福祉関係団体の関係者

(6) 学識経験者

(7) 公募による市民

(8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による答申を行う日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月27日から施行し、第2条の規定による答申をした日限り、その効力を失う。